

北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市自治基本条例（平成22年北九州市条例第30号）の目的及び理念に基づき、市民意見提出手続に関し必要な事項を定めることにより、市民の意見等を政策決定過程に反映させるとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市政に関し市民に説明する責任を果たし、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民意見提出手続 市の基本的な計画等を立案する過程において、当該基本的な計画等の案を広く市民等に公表し、これに対して提出された意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して当該基本的な計画等の意思決定を行うとともに、当該意見等の概要及びこれらに対する実施機関の考え方等を公表する手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業管理者及び消防長をいう。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる計画、条例等（以下「計画等」という。）の策定、制定、変更等（以下「策定等」という。）について意思決定を行おうとするときは、この要綱に従い、市民意見提出手続を経るものとする。

- (1) 市政全体又は各行政分野における基本的な政策を定める計画
- (2) 市の基本的な方針又は制度を定める条例
- (3) 広く市民の生活に影響を与える規制に関する条例（市税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (4) 北九州市公共事業評価システム要綱（平成19年11月26日施行）において評価を行う公共事業

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、市民意見提出手続を経ることなく、計画等の策定等について意思決定を行うことができる。

- (1) 実施機関が緊急を要すると認める場合
- (2) 実施機関が軽微な変更と認める場合
- (3) 計画等の策定等に関し、意見聴取の手続等が法令等により定められている場合
- (4) 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びこれに準ずる機関をいう。）においてこの要綱に準じた手続を実

施して策定した答申等に基づき、実施機関が、計画等の策定等を行おうとする場合
(5) 計画等の策定等に関し、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合

(公表の内容及び手段)

第5条 実施機関は、計画等の策定等について意思決定を行おうとするときは、意思決定前の適切な時期に、当該策定等をしようとする計画等の案（以下「計画等の案」という。）を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により、計画等の案を公表するときは、市民等の理解に資するため、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画等の案に関連する資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとし、計画等の案及び前項に規定する資料が相当量に及ぶときは、それらの概要を公表するとともに、当該計画等の案及び資料の閲覧又は配布の方法を明らかにするものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
- (2) 市のホームページへの掲載

(提出の方法及び期間)

第6条 計画等の案について意見等を有する市民等は、次に掲げる方法により、実施機関に対して当該意見等を提出することができる。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

2 前項の規定により、市民等が意見等の提出を行うことができる期間については、実施機関が計画等の案の公表の日から1月程度を目安として定めるものとする。

3 実施機関は、前項の規定による意見等の提出に関し、氏名又は名称及び住所の記載を求めるものとする。

4 実施機関は、前条第1項の規定による公表の際に、意見等の提出方法、提出期間、提出先等を明示するものとする。

(意見等の考慮義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定により提出された意見等を考慮して、計画等の策定等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、次に掲げ

る事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 計画等の案の修正を行った際は、その修正内容

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(議会への報告)

第8条 実施機関は、市民意見提出手続を行うに当たっては、北九州市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成20年北九州市条例第43号）に定める議会への報告を行うものとする。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、毎年度1回、市民意見提出手続の実施状況について、その概要を公表するものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、総務市民局長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。